

「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」の運営について

平成31年2月1日  
検討会座長決定

「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」開催要綱（平成31年2月1日内閣府特命担当大臣決定）第4項の規定に基づき、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営について、次のとおり定める。

1. 議事について

検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2. 議事の公開について

(1) 検討会は、原則として非公開とする。

(2) 座長は、検討会の議事要旨を作成し、検討会終了後速やかに公開する。

3. 配布資料の公開について

検討会で配布された資料は、検討会終了後速やかに公開する。

ただし、座長が、開催趣旨に鑑み、被害者の安全の観点から秘匿性が求められるなど、特に必要と認められる場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。